

函館市個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月17日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第30号

函館市個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

函館市個人情報の保護に関する規則（令和5年函館市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号中「特定個人情報を」を「利用特定個人情報（番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。）を」に改める。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。